

平成15年度第3回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

平成15年7月30日（水）

13:30～16:30

全県総連厚生会館（5階大会議室）



開会の挨拶（杉江経営管理部長）

議 事

1 議事概要書署名委員の指名

- ・委員長より、小寺委員、福富委員、山口委員を署名委員として指名。

2 再評価審議について

① ダム事業〔水資源課所管分〕

- ・再評価箇所 河川総合開発事業（丹生川ダム）

【河川整備計画策定のため運営要領第2の4により委員会へ報告】

- ・説明者 郷水資源課長

〈審議内容〉

Q) 不特定補給区域とは何か。

A) ダム下流の河川にダムから一定の水を流すこととしているが、その恩恵を受ける区間のことです。

- Q) 完成予定が平成24年となっているが、3つの目的はすべてが出来た時が完成ですか。
- A) ダム建設に関しては、附近に猛禽類が生息していて、繁殖期は工事を控える計画であり、事業期間が長くなっています。
- Q) 四半世紀も掛かっているなので、もっと早くして効果を出してはどうか。暫定的に供用を開始するなどしたらどうか。
- A) 出来るだけ早く完成して供用出来るように進めていきます。

〈審議結果〉

河川総合開発事業（丹生川ダム）については、事業主体からの河川整備計画策定地区概要報告を了承する。

② 河川事業全体の概要と報告案件2件〔河川課所管分〕

- ・報告箇所 広域一般河川改修事業（坂本川）
広域一般河川改修事業（千旦林川）

【河川整備計画策定のため運営要領第2の4により委員会へ報告】

- ・説明者 小俣河川課長

〈審議内容〉

- Q) 改修計画規模が1/20確率だが、現状の治水安全度はどの程度ですか。
- A) 現状の治水安全度は、
坂本川は、鉄道橋部分の安全度が低く1/1程度です。
千旦林川は、数分の1程度です。

〈審議結果〉

広域一般河川改修事業（坂本川・千旦林川）については、事業主体からの河川整備計画策定地区概要報告を了承する。

③ 河川事業〔河川課所管分〕

- ・再評価箇所 公共都市基盤河川改修事業（新荒田川）
- ・説明者 炭竈岐阜市河川室長

〈審議内容〉

- Q) 事業完了年度が平成25年度までかかる要因は、何が一番大きいですか。
- A) 工場、宅地等が多く、治水については理解が得られているが、用地補償の交渉に時間を要する。
- Q) 平成25年度までの間でどのくらい、用地補償交渉に時間を要するのか。
- A) 事業効果推進の為、用地買収、補償と工事を併行して進めているが、用地補償についてはすでに87%完了しています。今後、一層努力して早く進めてまいります。
- 意見) 経済効果が非常に大きいので早期完成に努めてほしい。

〈審議結果〉

都市基盤河川改修事業（新荒田川）の再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

④ 河川事業〔河川課所管分〕

- ・再評価箇所 広域基幹河川改修事業（杭瀬川）
広域基幹河川改修事業（相川）
広域基幹河川改修事業（泥川）

広域基幹河川改修事業（水門川）
広域基幹河川改修事業（中之江川）

・説明者 小俣河川課長

〈審議内容〉

- Q) 大深度地下を利用したトンネルによる改修は考えていないのか。（用地買収と工事期間を考えると、トンネルは用地も必要ないし毎日数mも掘ることが出来るから）
- A) 大都市ではトンネルも採用されているが、費用対効果から現状ではトンネルは困難です。
- Q) 改修の優先順位は、生命を第一として重点的に工事をする必要がある
- A) 現在においても重点投資をしています。
- Q) 大垣の河川については、昨年も被害があった。各河川にある排水ポンプを全て稼働させることは出来ないらしいが、稼働させた場合本川はどうなるのか。
- A) 河川の堤防に大きな負担となり、破堤の危険を避けるため、運転操作規則によりポンプ稼働が制限される場合があります。

〈審議結果〉

広域基幹河川改修事業（杭瀬川・相川・泥川・水門川・中之江川）の再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

⑤ 河川事業〔河川課所管分〕

- ・再評価箇所 広域基幹河川改修事業（犀川）
広域基幹河川改修事業（長良川）
広域基幹河川改修事業（津保川）
広域基幹河川改修事業（武儀川）

・説明者 小俣河川課長

〈審議内容〉

特になし

〈審議結果〉

広域基幹河川改修事業（犀川・長良川・津保川・武儀川）の再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

⑥ 河川事業〔河川課所管分〕

- ・再評価箇所 広域基幹河川改修事業（可児川）
広域基幹河川改修事業（土岐川）
広域基幹河川改修事業（桑原川）
広域基幹河川改修事業（大江川）

・説明者 小俣河川課長

〈審議内容〉

- Q) 大きな地震に対する対応はどうなっていますか。
- A) 河川堤防に対する技術的基準は、洪水を流すのが目的で通常水位が堤内地盤と比較して低い区間の堤防は地震に対応していませんが、通常水位が高い区間は地震により堤防が破堤するのを防ぐために、地震を考慮した技術基準で作っています。また、道路として利用している区間や橋梁については、地震を考慮して作られています。

〈審議結果〉

広域基幹河川改修事業（可児川・土岐川・桑原川・大江川）の再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

⑦ 河川事業〔河川課所管分〕

- ・再評価箇所 広域一般河川改修事業（管瀬川）
広域基幹河川改修事業（鳥羽川）
広域基幹河川改修事業（石田川）
広域基幹河川改修事業（板屋川）
広域一般河川改修事業（伊自良川）

・説明者 小俣河川課長

〈審議内容〉

- Q) 板屋川について、残工事が25%なので早く完成させられないか。
- A) 市街地の改修は終了しており残区間は耕地である。予算処置上他の重要度の高い河川に重点投資を考えています。
- Q) 河川改修において、期間が長くなることは理解できましたが、危険な区間は特別に緊急工事をしていただきたい。
- A) 地元の声を聞いたり、危険な個所を見極めた事業を心がけています。
- Q) 最近では地元の声を組み入れているが以前は違うのではないか。
- A) 河川改修においては、ずっと昔から地元の声を聞いて、改修を進めています。

〈審議結果〉

広域一般河川改修事業（管瀬川・伊自良川）、広域基幹河川改修事業（鳥羽川・石田川・板屋川）の再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

閉会の挨拶（宇野工事検査室長）